「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1．　サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

・企業間の連携

社会を取り巻く環境が大きく進化している中において、取引先の多種多様な要望に応えるため、先方の課題やニーズの詳細を十分にお伺いするなど、関係各者との連携を強化し、一層の社会貢献を目指してまいります。

・IT 実装支援

取引に関わる書類等（見積書、契約書、請求書等）について、ペーパーレス化を促進し業務効率化に取り組みます。

・グリーン化の取り組み

環境問題に向き合い、工事工程等の脱・低炭素化を目指します。

・健康経営に関する取組

従業員の心身における健康状態に配慮しながら、職場の環境や労働条件などの改善に務め、元気で生産性が高い組織をつくることで、組織全体のパフォーマンス向上ひいては業績向上につなげていきます。

2．　「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。

国土交通省が策定している「建設業法令遵守ガイドライン」 に基づく適正な手順を踏むことを改めて確認し、元請・下請間の対等な関係の構築と公正かつ透明な取引の実現を目指します。

取引対価の決定に当たっては、契約内容の明確化の観点から、関連する法令に従い、下請事業者から協議の申入れがあった場合には対等な立場で十分な協議に応じることとします。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増

加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 支払条件

下請代金の支払いにあたっては、現金支払いの比率を高めることを努力し、可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

③ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

３． その他（任意記載）

地元地域との良好なパートナーシップのもと、地域の発展に寄与していきます。

2024 年 3 月 26 日

鬼塚建設株式会社　　代表取締役　鬼塚　忠

企　業　名　　役職・氏名（代表権を有する者）